



川島町監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等に関する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和6年11月18日

川島町監査委員 大 澤 晃
川島町監査委員 小 峯 松 治



財政援助団体等に関する監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

(公社)川島町シルバー人材センターの、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの補助金に係る次の出納、その他の事務の執行について監査を行った。

- ・補助金の支出手続
- ・補助金の受領手続、事業実施内容

2 監査の実施日

令和6年11月6日（水）の1日間

3 実施した監査手続

(公社)川島町シルバー人材センターの補助金に係る上記の出納その他の事務の執行について、同センターから提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、健康福祉課の上記に係る事務の執行について、同課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果

上記の補助金に係る出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。なお、次の事項については、改善措置を検討することが望ましいものと認められる。

【健康福祉課】

- 1 補助金額については、川島町補助金等の交付手続等に関する規則の規定に従い、適正な事務の執行に努めること。
- 2 (公社)川島町シルバー人材センターへの指導助言に今後も努めるとともに、会員確保のための独自事業についても実施に向けて検討すること。



(公社)川島シルバー人材センター

- 1 補助金額の収支決算、事業の実施報告は、川島町補助金等の交付手続等に関する規則の規定に基づき、速やかな事務処理に努めること。
- 2 インボイス制度やフリーランス新法の施行により、事務負担の増大が懸念される。創意工夫をしながら当該事務の負担の抑制に努めること。
- 3 働く意欲のある会員が、引き続き、働くことができるよう、快適な職場環境づくりに努めること。